

生駒市規則第16号

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則

生駒市中小企業融資規則（平成12年3月生駒市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 設備資金又は運転資金の融資を受けようとする者のうち、これから新たに事業を営むもの又は事業を営んでから6月を経過していないもの（以下「新規創業者等」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる条件を備えているものでなければならない。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 個人にあつては、本市の住民基本台帳に記録されている住所を有していること。

イ 法人にあつては、本市に登録されている事業所を有していること。

ウ 本市において新たに事業を営む具体的な計画を有し、又は現に事業を営んでいること。

(2) 個人にあつては住民基本台帳に記録されている住所地の市町村税を、法人にあつては登録されている事業所の所在地の市町村税（その代表者に係る市町村税を含む。以下同じ。）を滞納していないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(3) 創業関連保証制度に係る保証協会の信用保証を受けることができること。

(4) 前項第6号から第11号まで及び第13号に掲げる条件を備えていること。

第3条中「前条第7号」を「前条第1項第7号」に改め、同条第4号中「前条第13号」を「前条第1項第13号」に改める。

第5条第1号ウ中「第2条第8号」を「第2条第1項第8号」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 新規創業者等にあつては、事業計画書

第5条第2号ア中「市税」の次に「(新規創業者等にあつては、市町村税)」を加え、「第2条第4号ただし書」を「第2条第1項第4号ただし書又は第2項第2号ただし書」に改め、同号ウ中「第2条第8号」を「第2条第1項第8号」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。